

第54回 参議院契約監視委員会 定例会議議事概要

開催日	令和8年6月30日		
場所	Web会議形式 参議院第二別館東棟1階 会計課会議室より配信		
出席委員氏名	委員長	桑原 勇進（上智大学法学部 教授）	
	委員	小西 杏奈（専修大学経済学部 准教授）	
	委員	松石 滋樹（公認会計士）	
審査対象期間	令和7年7月1日～令和8年3月31日		
抽出案件	5件		
一般競争入札	5件	契約件名	本館ほか電灯設備改修工事（25）
		契約相手方	株式会社ミライト・ワン
		契約金額	107,690,000円（変更契約後 155,980,000円）
		契約締結日	令和7年7月16日（令和7年11月17日、令和8年3月17日変更契約）
		契約件名	国会議事堂中央門車両侵入防止用バリケード改修工事
		契約相手方	株式会社JALエアテック
		契約金額	25,960,000円
		契約締結日	令和7年7月15日
		契約件名	議会業務システムのインフラの設計、機器の調達、構築、移行、機器の賃貸借・運用保守等一式
		契約相手方	東芝ITサービス株式会社 みずほ東芝リース株式会社
		契約金額	157,169,100円
		契約締結日	令和7年8月29日
		契約件名	参議院ネットワークシステム脆弱性診断役務（令和7年度）
		契約相手方	株式会社RSコネクト
		契約金額	797,500円
		契約締結日	令和8年1月23日
		契約件名	参議院情報ネットワークシステムに係る設計・構築・運用・機器の賃貸借及び保守一式
契約相手方	東芝ITサービス株式会社		
契約金額	1,908,044,130円		
契約締結日	令和7年11月28日		

委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	(対象契約はいずれも妥当なものと認められた。)	

(別 紙)

意 見 ・ 質 問	回 答
① 報告事項 上村会計課長の代理として熊谷会計主幹から、審議対象事案については既に報告案文を配付済みであるため、口頭報告を省略する旨発言があった。報告案文の概要は以下のとおりである。 (1) 入札及び契約方式別の状況について (2) 1 者応札・1 者応募の状況及び聴取調査について 営繕課及び電気施設課分に 6 件、会計課分に 6 件の該当があった。 (3) 指名停止の運用状況について 営繕課及び電気施設課分に 2 件の該当があった。 (4) 談合情報への対応状況について 該当がなかった。 ② 抽出結果の報告 抽出委員の松石委員から、審議対象期間に締結した49件の契約のうち、一般競争入札から 5 件、抽出した旨報告があった。 また、各事案の抽出理由について、次のとおり説明があった。 【抽出事案】 A. 本館ほか電灯設備改修工事 (25) 一般競争入札方式 (総合評価落札方式) [工事] B. 国会議事堂中央門車両侵入防止用バリケード改修工事 一般競争入札方式 (総合評価落札方式) [工事] C. 議会業務システムのインフラの設計、機器の調達、構築、移行、機器の賃貸借・運用保守等一式 一般競争入札方式 (最低価格落札方式) [役務] D. 参議院ネットワークシステム脆弱性診断役務 (令和7年度) 一般競争入札方式 (最低価格落札方式) [役務] E. 参議院情報ネットワークシステムに係る	

設計・構築・運用・機器の賃貸借及び保守一式

一般競争入札方式（総合評価落札方式）[役務]

事案Aは、低入札価格調査案件（64.9%）である。当初契約以降、2回の変更工事があり、最終的な契約総額は予定価格の94.1%となっている。本契約は例年契約であるが、当初入札が低入札となった理由を確認したい。変更工事が生じた経緯や原因を確認したい。仮に変更工事の結果、総額が予定価格や他者の入札価格を超過した場合の対応も確認したい。

事案Bは、1者応札案件である。仕様書作成のために意見聴取した2者のうち1者のみが入札し、落札率が99.7%となっている。1者応札となった経緯と仕様書の緩和の可否、今後の対応策について確認したい。

事案Cは、1者応札案件である。説明書等配付業者数が44者であったが、1者のみの入札となっている。1者応札となった経緯と仕様書の緩和の可否、今後の対応策について確認したい。

事案Dは、落札率が25.8%と低い案件であるが、低入札価格調査が行われていない理由を確認したい。予定価格に対して著しく低い落札金額となっており、品質が維持される契約であるか、予定価格自体が適切であったかを確認するため、落札率の低い案件となった経緯を確認したい。

事案Eは、1者応札案件である。説明書等配付業者数が63者であったが、1者のみの入札となっている。1者応札となった経緯と仕様書の緩和の可否、今後の対応策について確認したい。

③ 抽出事案の審議

委員から関係部署に対し質疑を行った。主なやり取りは以下のとおりである。

A. 本館ほか電灯設備改修工事（25）

一般競争入札方式（総合評価落札方式）[工事]

① 当初契約では低入札価格調査の対象となる水準の入札価格であったが、2回の変更契約を経て、最終的な工事の価格は予定価格に比べてやや低い水準まで上昇したと考える。このような結果となった理由について説明願う。

② 市場価格を元に予定価格を作成しているとのことだが、卸値を予定価格に反映することは難しかったということか。

③ 契約変更が生じた経緯や原因を説明願う。

④ 今回は追加工事で対応しているが、緊急度が高ければ全て同様の対応をするのか。それとも、金額や内容によっては次年度予算を組んだ上で対応するのか。追加工事を行うに当たって明確なルールはあるか伺いたい。

⑤ 明文化されたルールは存在するのか伺いたい。追加工事を行うためのルールがないのであれば創設すべきではないか。一方、それが

本事案は照明器具3,000台を改修する工事である。器具の価格について、契約相手方の仕入れ価格が本院算出のものに比べて安かったため、結果として予定価格に比べて落札価格が安くなったと認識している。

予定価格作成の際は各メーカーのカタログ等を参考にしているが、事業者が仕入れる価格は入札後でないと分からないというのが実情である。

本事案は契約変更を2回行った。1回目は着工後、設備に不具合が認められ、対応すべき設備の緊急度が高かったので契約変更による追加工事を行った。2回目はアスベスト調査の結果、工事対象箇所がアスベストを含有していたため、適切な処理を行うため契約変更し、追加工事を行った。

本事案における追加工事を別工事とした場合、契約手続に要する時間を考慮すると工期を確保することができないと判断した。

緊急度が高ければ必ず追加工事を行うかという、必ずしもそうではない。金額と規模次第で次年度にする、又は今回のように緊急的に対応するなどの判断を行っている。

明文化されたルールはないが、契約変更を行う際には発注時と同様に、参議院内部の委員で構成する委員会にて契約変更の妥当性に

存在するのであれば、その金額や内容を精緻に整えておくべきと考える。 ⑥ ⑤の回答の手續だと、当初の契約に含まれていなかったとしても、内部決裁で契約変更による追加工事が可能となる。 仮に、当初の入札で予定価格に近い額での契約だった場合、契約変更による追加工事の必要性が発生したとしても、予算が足りず、実際に工事を追加することはできないのではないか。 (これまでの回答を受けて) ルール of 明文化と、予算の有無に左右されない追加工事の判断が必要と考えるので、今後の検討を提案したい。 ⑦ 2回目の契約変更による追加工事はアスベストに関係するものとなっている。調査の結果、アスベストが発見された場合に追加工事が必要となる可能性については、事業者に対し契約時に説明がなされていたのか。 ⑧ 事業者は費用面において追加工事の可能性を見込んだ上で契約しているのか。 ⑨ 追加工事のルールの在り方について、対応の緊急度の高低を判断する基準など、明文化まではされていなくても、何らかの基準はあるか。 ⑩ 今後も実績を積み重ねていく中で、できるだけルールを明確化していくことについて検討、努力するとよいと思う。	いて審議を経た後、組織的なコンセンサスを得た上で契約変更手続を行っている。 実際のところ緊急度が高い事案が発生した場合には、別の予算枠から追加で支出することもあり得る。 仕様書にはアスベスト調査の実施が記載されている。契約相手はアスベスト発見時の対応も織り込んだ上で工事の計画を立てている。 入札しようとする事業者はその分の費用を考慮していないと思われる。 対応の緊急度、契約相手が対応できるか、工期の問題がないか、あるいは本体工事と追加工事との間に密接不可分の要素があるかという工事の性質等を踏まえて総合的に判断している。 工事を多く請け負う国土交通省などの例も参考にしたいと考えている。
---	---

B. 国会議事堂中央門車両侵入防止用バリケード改修工事

一般競争入札方式（総合評価落札方式）[工事]

① 1 者応札の状況だが、本事案の契約相手以外に応じる者がいないと思われる。他者の参入が期待できないのであれば随意契約とすべきではないか。

② バリケードシステムのうち、車止め本体や地中部分となると本事案の契約相手しか改修できないのではないか。

仕様書を緩和して入札参加者を増やすか、厳格化して随意契約を行うか、どちらかにすべきではないか。

③ 1 者応札の状況だが、改修可能な 4 者以外から見積りを徴取することや、類似設備を持つ他省庁から価格の情報を得ることはできないか。

④ 1 者応札であり、予定価格と契約価格に差が少なく、いわゆる「勝負価格」ではないと感じる。他者が入札することが分かれば、勝負価格で入札してくるのではないか。

昨年確認した時点では、バリケードを改修可能である者は 4 者であった。今回は 1 者応札ではあるが、仕様書作成等のためのヒアリングは受注者以外の 1 者にも行っている。

本事案の契約相手に限らず、改修工事の施工能力を有するものであれば、改修は可能と考える。

必要な性能を担保するための改修であり、最低限の要件を定めた仕様書としている。そのため、これ以上の緩和はしにくい。一方で、仕様書の厳格化を行うことは難しいと考えている。

改修可能な 4 者以外だと、製品の取扱いがないことから見積りを断られる可能性がある。

また、設備の条件等が異なるため、他省庁から価格の情報を得ることは難しいと考える。

営繕の工事においては、予定価格の算出について国土交通省の積算基準を基にしており、応札しようとする事業者はある程度予定価格に近いところまで算出が可能なのかもしれない。また、低入札価格調査もあるので、適正な価格での入札をしているものと考ええる。

入札者は他者が入札するかは把握できない。

C. 議会業務システムのインフラの設計、機器の調達、構築、移行、機器の賃貸借・運用保守等一式

一般競争入札方式（最低価格落札方式）〔役務〕

① 現行の契約相手は本システムを導入した事業者であることに鑑みると、他の事業者にとっては参入障壁があるように思えるが、仕様書を緩和することによって他者の参入は可能となるのか。その場合、品質を担保しつつ、価格の低コスト化が達成されるか。

② 仕様書によると本事案は一般競争入札だが、保守業務は随意契約である。この整合性はどのように図っているのか。

③ 他者の応札を促すため本事案の仕様書を緩和するとしたら、どの内容を緩和することが可能か。

今回の調達は、前回と比較し機器の構成にはほぼ変更はない。仕様書には多くの機器が記載されているが、システムごとに機器を調達するのではなく、サーバー及びその周辺機器を調達するものなので、一般的な事業者であれば参入は可能と考える。

現行の契約相手が有利かという点については、5年間の運用の経験値という意味での有利性はあるが、設計及び設定については、本院から前回の仕様書を提示しており、それを参照してもらえれば基本的に参入は可能と考える。

事業者側から見た障壁という点では、本事案ではリモートでの運用を認めていないため、人材確保の観点からは厳しいかもしれない。しかし、リモートについてはセキュリティ上認めることはできず、この点を緩和することは難しいと考える。

保守業務はインフラ機器の保守ではなく、システムの保守である。

システムは大まかに議会業務システムと議院構成情報システムがあり、この2つについては本事案以外に移行役務という業務がある。その移行役務の方で議院構成情報システムについては一般競争入札を、議会業務システムについては公募を行い、その業務を請け負う事業者が保守を行うこととなっている。

本事案の仕様書においては、基本的な条件として、保守の時間、プロジェクトマネージャの資格等を定めている。

これらについて、緩和が可能か仕様書の作成段階で検討したが、現状で、最低限必要な条件

④ 次回、同様の契約があった場合、これ以上の緩和は難しいということか。 ⑤ 競争入札で他者の参入を促す方策はあるか。 (⑤の回答を受けて) 競争入札方式を採用している以上、複数者が応札できるような体制の構築を鋭意進めてほしいと考える。 ⑥ 本事案に限ったことではないが、概算要求時に見積書を提出した事業者が、入札時には更に2割程度低い価格で落札している。そのかい離は仕組み上、仕方がないものであるとの説明を以前から受けているが、予算が膨らむことを懸念している。予算確保のための価格と実際の契約価格に大きな差が生じないような対策はあるか。 D. 参議院ネットワークシステム脆弱性診断役務（令和7年度） 一般競争入札方式（最低価格落札方式）[役務] ① 本事案の診断結果が他の契約（参議院情報ネットワークシステムに係る設計・構築・運用・機器の賃貸借及び保守一式）の仕様書に反映されるのか。	を記載していると判断した。 本事案の本質は機器の調達であり、基本的に最低限の性能を有する機器の納入を求めている。また、実施責任者の実績年数を「過去5年以内に同規模以上の業務システムのインフラの運用保守実績を有すること」としているが、システムの状況も年々変化しており、年数の緩和は難しいと考える。 先ほど説明したとおり、プロジェクトマネージャの資格も最低限を要求しており、現状ではこれ以上の緩和は難しい。 本院へ営業に来た事業者には、概算要求のための見積書の作成を依頼する際に、他の類似案件の資料を提示し、本院の意図や仕様書の内容が伝わるよう努力している。 今後も検討したい。 今回、概算要求のため8者に見積りを依頼し、4者から提出があった。本事案に限らず、複数社から見積りを徴取しており、概算要求時にはそれらを参考にしている。 本事案は現ネットワークシステムのサーバーOSの脆弱性及びソフトウェアのバージョン設定不備等を診断するものである。 現在構築を進めているネットワークシステ
--	--

② 本業務を実施していない年もあるが、毎年行う必要はないのか。 (②の回答を受けて) 2つ目の理由については理解できるが、1つ目の理由の場合、原則として毎年実施すべき業務が、予算がなければ実施しないということになる。実施が必要な業務であれば、予算確保の可否と切り離すべきであると考えているがいかがか。 ③ 本事案の入札価格は、前回の入札価格と大きな差がないことから、ある程度予想できた価格と思われる。一方で、予定価格は入札価格に比べて高めに設定されており、かい離がある。 ④ 前回の契約について教えてほしい。 E. 参議院情報ネットワークシステムに係る設計・構築・運用・機器の賃貸借及び保守一式 一般競争入札方式（総合評価落札方式）[役務] ① 本事案は1者応札案件だが、そもそも現行の契約相手以外も落札可能な契約内容だっ	ムのサーバーOS及びソフトウェアのバージョンとは、対象が別物であるため、診断結果が他の契約に波及することはない。 本業務は定期的に行う必要があるため、原則として毎年実施している。 実施しなかった年の理由としては、情報システム全体の予算の関係でやむを得ず削ったこと及び次期ネットワークシステムの構築契約において事業者側が第三者の診断事業者に依頼して、自らが構築したネットワークを対象として同様の診断を実施したことが挙げられる。 本業務は毎年実施すべき業務であるため、毎年予算要求を行っている。前回実施できなかった年は、他のシステム構築費用が当初の見込みより大幅に膨らみ、情報システム関係全体の予算が不足したため、例外的に実施を見送ることとなった。 今後も毎年実施できるよう予算要求を行い、計画的な予算執行に努めたい。 本事案の契約相手は今回が初めての落札であったため、入札において事前に徴取した見積りからどの程度価格を下げるか予想することは難しかった。 確認して後日報告したい。 業務内容を熟知している事業者が仕様書に応えやすいことは確かだが、前回（令和3年
---	--

たのか。仕様書を緩和することで、他者の入札を促すことができるようになるか。 ② 具体的にどのような点を緩和しているか。 ③ 本事案に関しては、有限責任監査法人トーマツが調達支援を請け負っている。本事案の仕様書を作成するための意見招請に当たって意見提出をした事業者や実際に落札した現行の契約相手と、トーマツの独立性はどのように担保しているか。 ④ 総合評価において、基礎点評価はトーマツが評点を付けていると聞いているが、それは事実か。 ⑤ 事業者による調達支援が行われることで仕様書や評点の精度はより高められると思うが、その事業者自体の独立性が確保されていないと、予定価格や仕様書の詳細な要件が外部に知られてしまうリスクが高まると考える。調達支援を請け負った事業者が入札に参加できないのは当然だが、トーマツと調達支援契約を結ぶ際、本事案に関する詳細は開示しない旨や、それに違反した場合の罰則を規定しているか。 ⑥ 機密保持の実効性を担保する際、不正を「予防する行為」と「発見しようとする行為」の2つが重要になる。契約書で事前に縛るのは予防的行為である。一方、不正を行っていないか事後的に発見しようとすることによって、本当に不正が行われなかったかを確認することができる。また、今後も独立性を維持しようとする相手方のモチベーションを高めることになる。このような、不正がなか	度) に比べ、より他者が参入しやすいよう、可能な部分は緩和している。 例えば、現在、本院のグループウェアはNotesを使用しているが、シェアが低いため、扱える事業者・技術者が少なくなっている。そのためNotesから脱却し、他のグループウェアの使用も可とする仕様書とした。 調達支援を行った事業者は本事案の入札に参加できないということを、仕様書の「入札制限」の項で規定している。 トーマツがまず評点を付けるが、それを参考にして最終的には本院担当者が評点を付けている。 機密の保持については、調達支援の仕様書で細かく規定している。 調査ではないが、仕様書作成段階において、現行の契約相手の意見を聞くだけでなく、複数の事業者から意見を聞くようにした。
---	--

ったという事後的な調査は行っているか。 ⑦ 本事案は複数年度契約で、支払金額が年度ごとに定められている。今後の人件費や物価上昇の状況も加味して契約しているという理解でよいか。 (⑦の回答を受けて) 物価が上昇するという前提で経済も社会も動いている現在、今後はそうしたことも考えていくとよいのではないか。 ⑧ 事情の変更があれば金額変更の可能性もあるとのことだが、どの程度事情が変わったら考慮するのか。 ⑨ 他の公共事業の例のように、物価上昇で費用が膨張し、契約を履行させることができないような事態にはならないか。	前提としてはそうした物価上昇等も込みで入札してもらっているが、契約終了まで絶対に変更しないということではない。大きな変動がある場合には、双方で協議し変更することも考えられる。ただし、同様の契約で実際にそのような金額変更を行った例はない。 例えば、中小企業と5年契約を締結した場合、最低賃金が上がったなどの状況においては、上げるべき金額が数値で明確に分かるので、その数値を提出してもらえれば協議に応じ金額を上げることは考えられる。 本事案は賃貸借契約なので物価上昇の影響を受けることはないと思うが、運用の部分で人件費が上がる可能性はあると考える。しかし、契約の履行を中止するほど上昇することは想定していない。
--	--